

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 17 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付
産 業 教 育 振 興 室

実験・実習における安全管理及び安全指導の徹底について

報道されているとおり、愛知県立の工科高等学校において、令和 4 年 5 月 6 日に実施された実習中に工具で大けがを負った生徒が 5 月 12 日に死亡するという痛ましい事故が発生しました。

職業教育を主とする学科又は総合学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程等（以下、「専門高校等」という。）において実験・実習を行うに当たっては、日頃より安全管理及び事故防止に努めていただいているところですが、今一度、下記の事項を確認し、改めて専門高校等における安全管理及び生徒への安全指導を徹底されるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会高等学校所管課においては、所管の高等学校及び域内の高等学校を設置する市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会においては、所管の高等学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校法人等を通じて、その設置する高等学校に対して、各国立大学法人附属学校事務主管課においては、その設置する附属の高等学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び高等学校に対して、このことについて周知くださるようお願いいたします。

記

1. 実験・実習を行うに当たっては、実験・実習の安全確保を図るため、関連する法規等に従い、施設、実験・実習装置や照明などの日常の点検、施設・設備の安全管理及び学習環境の整備を行うこと
2. 機械や装置類の操作、毒物及び劇物などの各種薬品や薬剤、可燃物の使用に際しては、関連する法規に基づき適正に管理・運用するとともに、事故の防止に努め、

生徒に対する安全と衛生の指導を徹底すること

3. 実験・実習における生徒への安全教育及び安全指導の時間を十分に確保し、学校全体で安全教育を推進し、安全意識の高揚を図ること
4. 学校における危機管理マニュアル等を改めて確認し、事故発生時の対応等について学校全体で共有すること

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付
産業教育振興室産業教育係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-6734-2904（直通）

E-mail：sangyo@mext.go.jp